

News Release

令和8年4月実施の仕組改訂等について

～ 一時払養老生命共済の引受再開 / 共済掛金振替払特約への一時資金充当再開 ～

J A共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 村山 美彦）では、金利環境の変化への対応、組合員・利用者の皆さまのニーズに即した保障提供を実現するため、令和8年4月1日に仕組改訂等を実施します。

<令和8年4月実施の仕組改訂等の全体概要>

I 生命共済

1. 一時払養老生命共済の引受再開

金利が上昇局面にある中、一時金を活用した資産形成ニーズに応えるため、一時払養老生命共済の新契約の引受けを再開します。

2. 団体信用生命共済の共済金額の最高限度額の引上げ

住宅価格の高騰によるJ A住宅ローンの貸付限度額の引上げに対応するため、団体信用生命共済の最高限度額を引き上げます。

II 建物更生共済

1. 新規契約時および転換契約時における共済掛金振替払特約への一時資金充当再開

国内金利が上昇基調にあること、組合員・利用者の皆さまにまとまった資金（以下、一時資金）の活用ニーズがあることを踏まえて、新規契約時および転換契約時の共済掛金振替払特約への一時資金の充当を再開します。

2. サイクルポートの自動保障化

組合員・利用者の皆さまにとっての保障内容の分かりやすさ向上のため、サイクルポートを自動保障工作物の対象に追加します。

I 生命共済

1. 一時払養老生命共済の引受再開

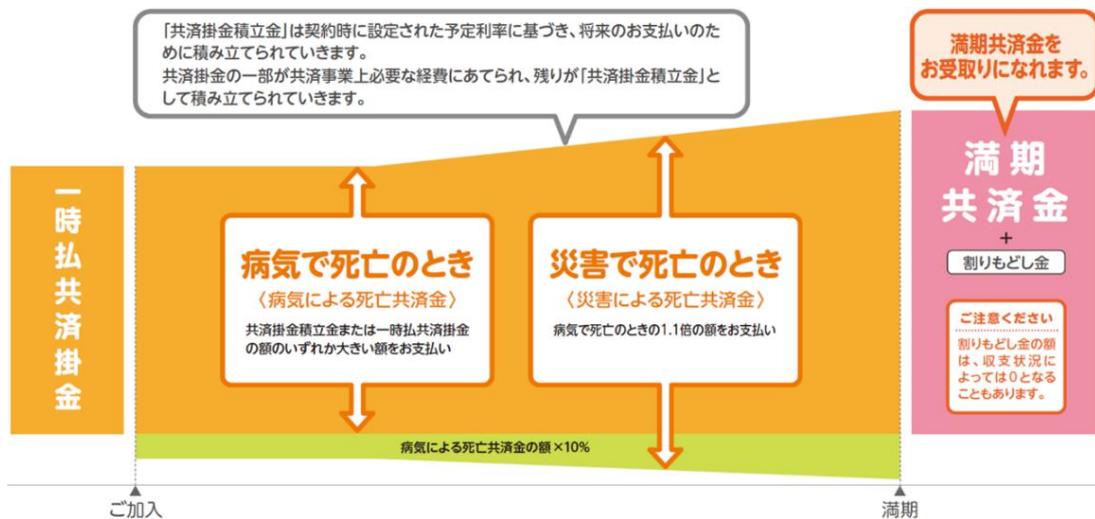
(1) 引受再開の背景／趣旨

一時払養老生命共済につきましては、国内金利の低下を受け、平成 28 年 10 月から引受制限を行ってきました。

このたび、金利環境が改善したことから、一時払養老生命共済の新契約の引受けを再開します。

これにより、一時払仕組みのラインナップとして、資産を「ふやす」目的に対応した一時払養老生命共済が追加されます。

(2) 一時払養老生命共済の仕組概要



<保障内容>

共済金の種類	支払事由	共済金の額
死亡共済金	【①病気による死亡のとき】 被共済者が責任開始時以後共済期間内に死亡したこと (②により死亡共済金が支払われる場合を除きます。)	次のいずれか大きい額 ア. 死亡の日の属する共済年度の月央における共済掛金積立金に相当する額 イ. 既に払い込まれた共済掛金に相当する額
	【②災害による死亡のとき】 被共済者が責任開始時以後に生じた災害を受けた日以後 200 日以内にその災害を直接の原因とし、または特定感染症により、共済期間内に死亡したこと	①の死亡共済金の額×1.1
満期共済金	被共済者が共済期間が満了するまで生存していたこと	共済金額と同額

<取扱条件>

共済金額	50万円～（契約単位：1円）※ （共済掛金建ての仕組みとなります。（共済掛金の契約単位：1万円））
共済期間	5年、10年
加入年齢	共済期間5年の場合：0～85歳、共済期間10年の場合：0～80歳
付加できる特約	共済年金支払特約、指定代理請求特約

※最高限度額は加入年齢等の条件に応じて定められています。

<参考>一時払仕組みのラインナップ

引受再開	共済種類	共済期間	加入年齢	目的
ふやす	一時払養老生命共済	5年 10年	0～85歳 0～80歳	<input checked="" type="checkbox"/> 資産形成ニーズに対応
のこす	一時払終身共済（平28.10）	終身	0～90歳	<input checked="" type="checkbox"/> 相続対策ニーズに対応
そなえる	一時払介護共済	終身	40～75歳	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢期に不安の高まる 介護保障ニーズに対応

（3）共済金額例

令和8年4月1日以降の共済金額につきましては、「掛金シミュレーション」にてご確認いただくことが可能です。なお、掛金シミュレーションページで表示される試算結果は、入力内容に基づく参考値です。正確な共済金額等につきましては、お近くのJAにお問い合わせください。

掛金シミュレーションページ：<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp/simulator/>

※一時払養老生命共済の掛金シミュレーションページにつきましては、令和8年4月1日以降からご確認いただける予定です。

2. 団体信用生命共済の共済金額の最高限度額の引上げ

住宅価格の高騰を背景に、JAバンクにおいて住宅ローンの貸付限度額を1億円から2億円に引き上げたことを受け、JA等を契約者とする団体信用生命共済の共済金額の最高限度額を1億円から2億円に引き上げます。

II 建物更生共済

1. 共済掛金振替払特約への一時資金充当再開

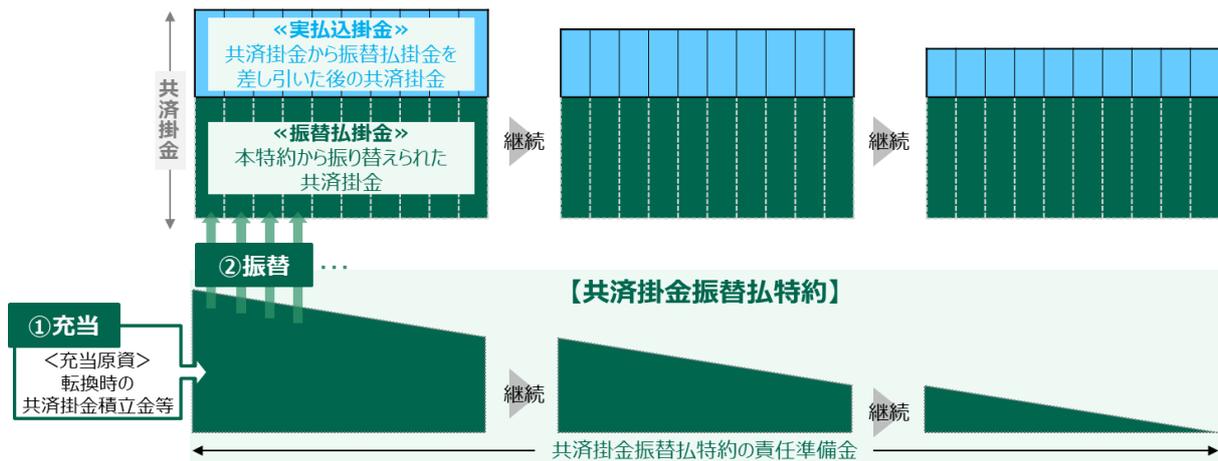
(1) 一時資金充当再開の背景／趣旨

平成 31 年 4 月から、国内金利低下を背景として、新規契約および転換契約において共済掛金振替払特約を付帯し、一時資金を当該特約の責任準備金に充当のうえ共済掛金の一部に振り替える取扱いを制限していました。

このたび、国内金利が上昇基調にあることを踏まえて、組合員・利用者の皆さまの新規契約時および転換契約時における一時資金活用ニーズに応えるため、共済掛金振替払特約への一時資金の充当を再開します。

(2) 共済掛金振替払特約の概要

一時資金や転換時の被転換契約の共済掛金積立金を本特約の責任準備金に充当し、毎年または毎月の共済掛金の一部に振り替えます。なお、主契約の解約・解除・消滅時には、「新規契約、転換契約または継続時点に充当された責任準備金」から「すでに振り替えられた振替払掛金」を差し引いた残額を返れいします。



<参考> 現行仕組みからの主な変更点

		改訂後		現行	
付帯条件		新規契約締結時または 転換契約締結時		転換契約締結時のみ	
充当可否	新規	一時資金	充当可	一時資金	充当不可
	転換	被転換契約の共 済掛金積立金等	充当可	被転換契約の共 済掛金積立金等	充当可
		一時資金	充当可	一時資金	充当不可

2. サイクルポートの自動保障化

(1) サイクルポートの自動保障化の背景／趣旨

現行の建物更生共済において、カーポートを自動保障工作物の対象としていることに対し、カーポートと用途・構造が類似しているサイクルポートについては、自動保障工作物の対象外としており、組合員・利用者の皆さまにとっての分かりにくさが生じていました。

よって、組合員・利用者の皆さまにとっての保障内容の分かりやすさ向上を目的に、自動保障範囲を拡大します。

(2) サイクルポートの自動保障化の概要

現行の自動保障工作物に、新たに「サイクルポート」を追加します。

区分	内容
① 付属建物	物置、納屋または車庫
② 工作物	門、塀、垣、カーポートまたは <u>サイクルポート</u>

以 上